



宮崎県公報

平成22年1月7日(木曜日)第2148号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年36,000円

目次

目次	頁
告示	
○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定……………() 1	
○都市計画の変更(4件)……………(都市計画課) 1	
監査委員公告	
○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 2	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 9	
○不在者投票のできる施設の指定…………… 9	
○平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する取支報告書の要旨…………… 9	
○宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 11	

告示

宮崎県告示第2号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年1月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 日向市大字平岩字ミコノ子1533-1、1533-2、字金ヶ浜1575-1、1577、東臼杵郡門川町大字川内字椎ノ木谷3640-15から3640-17まで、字太田原3647-13

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所及び門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年1月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市田野町字餅ヶ瀬田尾乙109、西都市大字上揚字野地196-2、197-2、197-イ、197-ロ、字三津バキ204-3、204-8、206-1

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局・児湯農林振興局並びに宮崎市役所・西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県国土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・3・8号 宮崎駅東通線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

宮崎市宮崎駅東1丁目、宮崎駅東2丁目、宮脇町、吉村町孫堀、別府原、大町、平塚、西中、北中、寺ノ前、前田の各一部

(2) 削除した部分

宮崎市宮脇町、吉村町大町の各一部

宮崎県告示第5号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・2・3号 新別府通線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

宮崎市吉村町前田の一部

宮崎県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・4・5号 昭和通線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

宮崎市宮崎駅東1丁目、宮脇町の各一部

宮崎県告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県小林土木事務所及び高原町建設水道課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

高原都市計画道路 3・5・2号 仲町広原線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

西諸県郡高原町大字西麓字一里山の一部

(2) 削除した部分

西諸県郡高原町大字西麓字一里山の一部

監査委員公告

監査委員公告

平成21年2月19日付け及び平成21年4月16日付けで公表した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年1月7日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄

宮崎県監査委員 石 井 浩 二

宮崎県監査委員 黒 木 覚 市

宮崎県監査委員 中 野 一 則

1 東京事務所

(1) 監査の結果

宮崎県東京ビル職員寮空調設備改修工事について、当初契約と変更契約が同日付で行われるなど契約事務手続が適切でなかった。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

今回の原因としては、契約事務の認識不足により生じたものである。今後は、財務規則及び手引書等を確認しながら適切な事務手続を図ることとする。

2 児湯福祉事務所

(1) 監査の結果

生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（指摘事項）

(2) 講じた措置

ア 生活保護費返還金等の収入促進については、債権回収に向けた事務所内の意識の統一を図るため、従来から総務課と地域福祉課の職員で構成する未収金対策会議を随時開催して、債権状況を確認し、個別の対応策を協議するとともに、世帯ごとに担当者を割り当てて取り組んできた。

イ さらに、今回の監査指摘を受け、緊急に未収金対策会議を開催し、担当者ごとに最新の対応状況を確認した上で、一層の収入促進を図ることとした。

ウ また、3月を収入促進強化月間に位置づけ、特に戸別訪問による催告を強化することとした。

3 小林保健所

(1) 監査の結果

① 物品の購入について、10万円以上の契約にもかかわらず、二人以上から見積書を徴していないものがあった。留意を要する。（注意事項）

② 公用車の譲渡手続について、処分承認がなされる前に譲渡契約が締結されていた。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

① 新財務電算システムの導入により、平成18年度から当所では、庶務以外の職員についても、各担当の事務に係る物品については、各自で物品購入事務を行うことになった。

今回の件については、所内での担当及びリーダー、会計員等の連携、チェック機能が的確に働いていなかったことが原因と考えている。

今後は、二度とこのようなことを起こさないよう、執行前から職員間での連携強化に努めるとともに、二重、三重のチェックを行い、適正に事務処理を行うこととした。

② 譲渡車両の車検期間が満了となることから事務が輻輳し、手続が遅れたことによる。今後このような事が無いよう十分注意し二重、三重のチェックを行い適正に事務処理を行うこととした。

4 高千穂保健所

(1) 監査の結果

電柱敷に係る公有財産使用料について、調定処理が遅れているものがあった。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

計画的な会計処理を行うため、1年間を通じた会計スケジュールを作成し、調定漏れや収入漏れがないようにする。

5 高岡土木事務所

(1) 監査の結果

県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

(2) 講じた措置

督促書等による通知に加え、臨戸訪問や電話による納入指導において、入居者の事情に応じた助言等を行う。特に滞納が常態化している入居者に対しては、その滞納額の増加防止と縮減についての納入指導を重ねることにより、納入への意識向上を強く求めていくこととした。

また、連帯保証人に対しても、履行協力依頼書による滞納状況の通知や面談等を行い、滞納者に対する指導協力の要請等を重ねて行うこととした。

6 西都土木事務所

(1) 監査の結果

① 嘱託登記業務委託及び公共用地取得事務委託について、履行の検査確認が遅れているものが見受けられた。また、契約額が100万円以上である公共用地取得事務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

② 河川占用料について、調定時期が遅れているものや調定額を誤っているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

③ 県営住宅等使用料の減免について、減免期間を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

④ 県単河川改良事業に係る河川維持工事において、土砂数量等の計上誤りにより、管理用通路補修工及び河川土工の変更設計額が過大、除草工の変更設計額が過小となっていた。また、工事内容の変更を指示する際に作成すべき監督員指示書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

⑤ 堤防草刈の委託について、変更理由と設計変更の内容が一致していなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 委託業務の完了後、検査確認が遅れることのないよう速やかに検査を実施する。また、検査調書の作成が漏れることのないよう、チェック体制も含めて、適正な検査の実施を徹底することとした。

② 河川占用料について、収入すべき事実または権利が発生したときは、直ちに調定を行い、占用料の算定のチェックをより厳密に行うこととした。これらの措置を職員に周知徹底させるとともに、複数の職員により厳重なチェックを行うこととした。

調定額に不足が生じているものについては、増額分の新たな調定を行い納付を受けた。また、過調定により過納となっているものについては返還した。

③ 今回の要因としては、要綱に定める減免期間の始期について誤って判断したことによるものであることから、今後は十分に理解に努めるとともに、再発防止のためチェック体制の強化を図ることとした。

④ 設計変更に際しては、主任監督員のみならず、総括監督員

及び担当課長による出来高等の十分な確認を行い設計額の誤りがないよう徹底することとした。

また、監督員指示書についても、変更設計に関わる重要な手続であることから、作成の徹底を図ることとした。

⑤ 草刈委託業務については、地元との十分な事前調整を行い適正な設計を行うとともに、変更がある場合は事前に書面で指示を行うことを徹底することとした。

7 高鍋土木事務所

(1) 監査の結果

県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

(2) 講じた措置

滞納者の精査を十分に行うとともに、新規滞納の発生を抑えるため、特に滞納が3ヶ月未満の滞納者に対して、夜間を含めた電話催告や臨戸訪問を今まで以上に徹底して行うこととした。

また、事務所において独自に収入促進強化週間を設け、収入未済額の圧縮に努めることとした。

8 北部港湾事務所

(1) 監査の結果

① 通勤手当について、認定誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)

② 旅費について、県外旅行雑費等の調整誤りにより、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

③ 会員価格が設定されている図書について、会員価格ではなく非会員価格で購入されていた。留意を要する。(注意事項)

④ 契約額が100万円以上である公園運営管理業務委託及び埠頭出入管理保安業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 20kmで認定されていた通勤距離を再度測定したところ、実際は19kmだったため、認定を行った平成17年度4月まで遡り、適正に戻入処理を行った。

② 県外旅費の借上げバス利用において、1日200円の雑費を支給すべきところを誤って、1,100円の雑費を支給した。本来、1,200円(3日間の2名分)を支給すべきところを6,600円支給していたことから、差額の5,400円の戻入処理を行った。

③ 今後は、会員価格が設定されている図書については、会員価格で購入するように留意する。

④ 検査調書については、作成が漏れることのないよう、チェック体制も含めて、適正な検査の実施を徹底することとした。

9 宮崎海洋高等学校

(1) 監査の結果

海事保安顧問業務委託について、予定価格が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

本件は、海事保安顧問業務委託の契約において、予定価格が

100万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書の作成は不要と誤認したことにより、調書を作成しなかったものである。

今後は、さらに財務規則等の習熟に努めるとともに、複数の職員で二重三重の確認を行い、適正な事務処理に努める。

10 高城高等学校

(1) 監査の結果

通勤手当について、月の全日にわたって通勤実績のない職員に支給されているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

本件は、傷病休暇により3ヶ月間出勤しなかった職員について、事務処理の誤りにより、平成20年1月分から支給停止させるべき通勤手当を、同年2月分から停止させていたため、平成20年1月分の通勤手当について過年度戻入が生じたものである。

監査終了後直ちに、過払いとなっていた7,800円の戻入手続を行い、平成20年12月9日に本人に戻入させた。

給与支給事務については、随時、複数の職員により確認を行っているが、今後、更なるチェック体制の強化を図り、給与支給の事後確認を徹底し、再発防止に努めたい。

11 小林高等学校

(1) 監査の結果

電柱敷等に係る公有財産使用料及び財産貸付料について、調定処理が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

本件は、電柱敷等に係る調定事務について、本来調定を行うべき時期に、事務処理が行われていなかったものである。

今後は、財産管理を含めた調定事務について、チェックリストを作成して複数の職員で確認するなど、より一層適正な事務の執行に努める。

12 小林工業高等学校

(1) 監査の結果

通勤手当について、通勤実績があるにもかかわらず支給されていないものがあつた。善処を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

平成19年9月に傷病休暇より復帰した者の通勤手当について、平成19年9月より通勤手当の支給を開始すべきところ、翌月から支給したため、9月分の通勤手当31,600円が支給されていなかったものである。

指摘を受けて直ちに過年度支出の事務手続を行い、平成20年12月25日に当該職員へ支払いを行った。

これまで複数の職員による相互チェック体制により適正な事務処理を心がけてきたところであるが、今回の誤りについて十分精査した上で、今まで以上に細心の注意を払い、十分な確認と審査を行うなど、再発防止に努める。

13 妻高等学校

(1) 監査の結果

体育館用便所について、解体処分に伴う教育財産等取扱規程に定める事務処理が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

体育館用便所の解体工事において、教育財産等取扱規程に則り解体処分に係る事務処理を行うべきところ、誤って処理を行わなかったものである。

指摘後、主管課である財務福利課と協議し、用途廃止の手続を行った。

今後は、複数の職員で相互にチェックを行うなど、再発防止を図る。

14 高鍋高等学校

(1) 監査の結果

電柱敷等に係る公有財産使用料の調定について、納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

本件は、4月1日に使用許可を行った公有財産の使用料の納入期限について、4月30日とすべきところ、誤って5月7日としたものである。

今後は、納入期限の定め方を含め、財務規則全般について会計員全員で再確認するとともに、複数の職員で相互にチェックするなど、より一層適正な事務の執行に努める。

15 延岡高等学校

(1) 監査の結果

防砂ネット設置工事について、単価設定が適切でなかったため、設計額が過大となっていた。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

本件は、防砂ネット設置工事における防砂ネットの1㎡あたりの単価について、実態と異なった条件で積算された業者参考見積を元に積算したため、結果として設計額が過大となったものである。

今後は、設計積算については、設計内容、単価及び数量の妥当性について慎重に確認するとともに、複数の事務職員による精査をより一層徹底するなど、再発防止に努める。

16 日向高等学校

(1) 監査の結果

樹木剪定及び草刈等環境整備業務委託について、見積依頼業者が平成16年度以降固定され、結果的に同一業者への委託が続いている。競争性確保の観点から、見積依頼業者の選定について検討が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

指摘後、選定業者の見直しを行い、平成20年度後期発注分より改善を図った。今後は競争性の確保も念頭に、適正な事務処理の推進に努めたい。

17 延岡ととろ聴覚支援学校

(1) 監査の結果

電柱敷等に係る公有財産使用料について、調定処理が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

本件は、4月1日に使用許可を行った公有財産の使用料について、事実発生後直ちに調定処理をすべきところ、事務処理が遅れたものである。

今後は、財産管理を含めた調定事務についてチェックリストを作成のうえ複数の職員で相互にチェックするなど、財務規則に基づいてより一層適正な事務の執行に努める。

18 学校法人宮崎カリタス学院(補助団体)

(1) 監査の結果

宮崎県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金について、補助金交付要綱で整備を義務づけられている保育日誌が作成されていない。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

注意事項を受け、2月25日に都城聖ドミニコ幼稚園長と法人本部事務長に関係書類を持参させ、預かり保育の実施状況を確認した。また、保育日誌を速やかに整備するよう指導するとともに整備後の保育日誌について、3月10日に提出させ、適正に整備されていることを確認した。

19 国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会(補助団体)

(1) 監査の結果

① 国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会の事業については県の補助事業が大宗を占めているが、事業実施にあたっての基本的な事項である事業計画や収支予算の承認手続についての規定が会則に定められていない。善処を要する。(注意事項)

② 国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会が実施した事業の中に、みやざき観光コンベンション協会の実施した事業との区分が明確でないものがあった。それぞれの団体の役割に沿った事業の実施が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

① 国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会の事業計画、収支予算については、これまで総会において承認を得て、事業を実施してきたが、会則上では、このことを総会で行うことについての規定が何ら定められていなかった。このため、次期総会において、会則の改正を提案し、事業計画や収支予算の承認手続の規定を会則に定めるよう指導した。

② 国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会とみやざき観光コンベンション協会のそれぞれの事業区分を明確にして、役割に沿った適正な事業の実施に努めるよう指導した。

20 宮崎県土地改良事業団体連合会(補助団体)

(1) 監査の結果

土地改良区負担金等強化対策事業補助金について、立看板の作成に係る契約事務が適切でなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

立看板の作成に係る契約事務の実施にあたっては、効率的な発注に努め、経済性の確保を図るとともに、関係諸規程を遵守し、今後かかることがないよう指導した。

なお、連合会は、平成20年度の立看板の作成に係る契約事務にあたっては、事前に必要本数を確定した上で発注し、経済性の確保を図るとともに、請書を提出させ発注内容の確認を行っている。

21 社団法人宮崎県教職員互助会(補助団体)

(1) 監査の結果

① 宮崎県教職員互助会補助金について、厚生事業等の補助対象として不適切な経費が含まれていた。留意を要する。(指摘事項)

② 旅費について、宿泊料の調整誤りにより、過払いとなっているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

③ 法人の会計監査に係る委託契約の締結について、文書による決裁がなされていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 同補助金については、職員の互助会に関する条例に基づき交付を行ってきたところであるが、指摘のあった厚生事業等

の補助対象事業については、平成20年度分から補助対象から除くこととした。

② 所管各法人に対しては、旅費(宿泊料)は県の規定に準じて調整を行うよう指導しているところである。

指摘後、県の規定について改めて説明を行うとともに、県の規定に準じた調整を行うよう指導を行った。

③ 法人の会計監査に係る委託契約を締結するに当たり、本来ならば文書による専務理事の決裁が必要であるにもかかわらず、所要の処理を行っていなかったものである。

指摘後、文書による決裁を経て契約を締結するよう事務の改善を指導した。

22 学校法人大宮学園(補助団体)

(1) 監査の結果

固定資産に関する規定について、整備の不十分なものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

監査の指摘を受け、学校法人大宮学園に経理規程の有無を確認したところ、過去に作成したものがあるが、規程の所在が不明であった。後日、大宮学園より経理規程が見つかったとの報告を受け、今後は当該経理規程を遵守し、適切に事務処理を行うよう指導した。

23 財団法人宮崎県母子寡婦福祉連合会(補助団体)

(1) 監査の結果

母子福祉強化推進事業の執行に必要な諸規程について、整備されていないものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

法人に対し、事業の執行に必要な会計規程や給与規程等を早急に整備するよう改善指導を行った。

24 宮崎県森林組合連合会(補助団体)

(1) 監査の結果

① みやざき材海外輸出拡大推進事業補助金について、補助対象経費の算定に誤りがあった。留意を要する。(注意事項)

② 森林施業長期受託実践モデル事業(施業提案マニュアル作成事業)で取得したソフトウェアについて、無形固定資産として計上しておらず、固定資産台帳にも記載されていなかった。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① みやざき材海外輸出拡大推進事業補助金の収支決算書に、財団法人日本木材総合情報センターの委託事業であった「国産材チップテスト輸出事業」の経費を誤って含めていたため、収支決算書の修正を指導するとともに、改善措置の内容を確認した。

今後、このようなことがないよう補助金交付団体(県森連)に対し、適正な事務処理がなされるよう指導に努めることとした。

② 県森林組合連合会に対して、取得したソフトウェアを無形固定資産として計上し、固定資産台帳への記載を指導するとともに、改善措置の内容を確認した。

今後、このようなことがないよう補助金交付団体(県森連)に対し、適正な事務処理がなされるよう指導に努めることとした。

25 社団法人宮崎県畜産協会(補助団体)

(1) 監査の結果

会計処理規程について、財務諸表に関する規定の内容が旧公益法人会計基準のままとなっている。新公益法人会計基準に対応した規程の整備が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

平成18年度の4団体の統合もあり、適切な財務諸表作成の検討を指導していたが、平成21年3月30日の畜産協会の理事会において、公益法人新会計基準に準じた会計処理規程の改正が行われた。

26 宮崎ハマユウポーク普及促進協議会(補助団体)

(1) 監査の結果

宮崎ハマユウポーク生産流通体制整備事業補助金について、補助対象として適当でない経費が含まれていた。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

協議会経費の支出については、補助金の支出として適当か、畜産課と十分協議しながら執行するよう指導した。また、畜産課においても、補助金の確定については、十分精査するよう努める。

27 財団法人宮崎県環境整備公社(出資団体)

(1) 監査の結果

当公社については、「エコクリーンプラザみやざき問題外部調査委員会」から平成21年1月14日に調査報告書が公表されたところであり、今回の監査は、この調査報告書の内容も踏まえ、出納その他の事務を対象に実施した。

監査の結果、調査報告書で指摘された問題点のうち監査で確認した事項については、調査報告書のとおりであった。

その他の結果は、次のとおりである。

<業務執行について>

- ① 理事会において議決又は報告すべき事項について、浸出水調整池の機能不全、温浴施設の整備、顧問の設置等9件の重要な事案が議決又は報告されていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 重要な事案の決定について、意思決定の経過を示す決裁伺書など作成・保存の必要な文書、書類等が確認できないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 公害防止協定に基づく報告について、公社は浸出水調整池の機能が不十分であることを認識していたにもかかわらず、地元協議会に対して状況報告を行っていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ④ 浸出水流入管点検用マンホール等からの漏水事故について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく届出を行っていなかった。留意を要する。(指摘事項)

<財務会計処理について>

- ① 事務の執行について、
 - ア 事務決裁規程に基づく決裁手続及び入札等の執行が適正に行われていないもの
 - イ 会計処理規程に基づく契約書及び仕様書の作成が適正に行われていないもの
 - ウ 委託業務の履行確保に必要な検査員の下命や業務状況の確認が適正に行われていないもの
 - エ 一者と随意契約を行っているもので一者随意契約とする理由が適切でないものが多数見られた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 決算財務諸表について、財務諸表及び収支計算書に対す

る注記の記載漏れや資産の計上科目及び正味財産の計上額の誤り等が見受けられた。また、積立金の目的、取崩、運用等の基準を定める取扱要領の作成や特別会計の設置に必要な手続が行われていない。善処を要する。(指摘事項)

- ③ 会計処理規程について、契約、収入、支出及び支払等に関する事務手続や様式等が具体的に定められていないなど、内容に不備が認められた。善処を要する。(指摘事項)

<工事執行について>

- ① 浸出水調整池第3水槽の補強工事について、公社が工事全体の設計書の作成及び工事全体の契約を行っておらず、補強工事全体の完成検査が実施されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

<業務執行について>

- ① 理事会において議決又は報告すべき事項について、改めて整理するとともに、議決または報告の漏れがないように事前に事務局で十分精査を行うよう指導した。
- ② 財団法人宮崎県環境整備公社文書取扱規程に基づき、意思決定の経過を示す決裁伺書など作成・保存の必要な文書、書類等を適正に作成・保存するよう指導した。
- ③ 改めて、地元対策協議会と締結した公害防止協定を遵守するよう指導した。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき速やかに事故の状況及び講じた措置の概要の届出を行うほか、平成20年6月30日付けで策定した「財団法人宮崎県環境整備公社危機管理運用基準」に基づく措置を的確に行うよう指導した。

<財務会計処理について>

- ① 環境整備公社の各種規程に基づく適正な事務手続を行うよう指導した。

特に、各種規程に基づく事務手続以外に今回具体的に指摘された、委託業務の履行確保に必要な検査員の下命や業務状況の確認を適正に行うよう、また、一者随意契約とする場合には、特に留意し、適正な処理を行うよう指導した。
- ② 決算財務諸表について、財務諸表及び収支計算書に対する注記の記載漏れや資産の計上科目及び正味財産の計上額の誤り等がないよう作成時に十分留意するよう指導を行うとともに、積立金の目的、取崩、運用等の基準を定める取扱要領の作成を早急に行い、特別会計の設置に必要な手続を行うよう指導した。
- ③ 会計処理規程の契約、収入、支出及び支払等に関する事務手続について3月に開催される理事会の承認を得て、早急に改正するよう指導した。

また、様式等についても、早急に定めるよう指導した。

<工事執行について>

- ① 今後、このような不適正な事務処理が行われることがないように、財団法人宮崎県環境整備公社会計処理規程に基づく手続を遵守するよう指導した。

28 財団法人都城圏地域産業振興センター(出資団体)

(1) 監査の結果

財務規程について、収入・支出手続、契約、資産管理等の具体的な会計手続が定められていない。公益法人会計基準に基づく具体的な会計手続の整備が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

平成21年度中に、社団法人宮崎県物産振興センターの会計規程を参考にして、公益法人会計基準に基づく具体的な会計手続の整備を行うよう指導した。また、小口現金の取扱いについては早急に内規を定め執行するよう指導した。

29 財団法人みやざき観光コンベンション協会 (出資団体)

(1) 監査の結果

- ① スポーツランドみやざき推進事業補助金について、軽微な変更の範囲を超える事業計画の変更申請が適時に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)
- ② みやざき観光コンベンション協会が実施した事業の中に、国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会の実施した事業との区分が明確でないものがあった。それぞれの団体の役割に沿った事業の実施が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 補助金を所管する県観光推進課スポーツランド推進担当と連携を密に行い、計画に変更が生じる場合は、変更申請の必要性、時期等を認識しながら、適時な変更申請を行うよう指導した。
- ② みやざき観光コンベンション協会と国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会のそれぞれの事業区分を明確にして、役割に沿った適正な事業の実施に努めるよう指導した。

30 財団法人宮崎県南地域新地場産業創出センター (出資団体)

(1) 監査の結果

- ① 受託販売について、売上金に係る会計処理が適切でないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 会議室の使用料について、受領した現金の取扱いに適切でないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ①ア 受託販売売上金の中で企業に返還するものは、一定期間以内に確実に企業に返還するよう指導した。
イ 受託販売に関する現金の流れ等がわかるよう帳簿を作成し、適切な会計処理を行うよう指導した。
ウ 決算時に受託販売売上金の中で企業に返還するものがある場合は、貸借対照表に負債として明記し、適切な決算処理を行うよう指導した。
- ②ア 釣銭として残す額など、小口現金の取扱いに関する内規を早急に定め適切な執行をするよう指導した。
イ 受領した現金の流れがわかるよう帳簿を作成し、事務局もこまめにチェックするよう指導した。

31 社団法人宮崎県畜産公社 (出資団体)

(1) 監査の結果

- ① 公社の経営について、多額の累積欠損金を抱えているが、部門別損益管理が徹底されていないなど、経営改善に向けての取り組みが不十分である。留意を要する。(指摘事項)
- ② 酪農経営活性化事業(和牛受精卵活用事業)補助金について、採卵年齢に達しない子牛や高齢牛を供卵牛として購入したこと等により、採卵実績が計画を大幅に下回っていた。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 決算財務諸表について、資産及び負債の計上誤り並びに部門別費用の計上漏れや共通経費の配分の誤り等により、貸借対照表並びに事業部門別損益計算書が適正に作成されていなかった。また、部門別費用の計上漏れ等により補助事業及び

受託事業の実績報告額に誤りがあった。善処を要する。(指摘事項)

- ④ 職員等人件費について、給与規程に定めのない手当が支給されていた。留意を要する。(指摘事項)
- ⑤ 家畜頭数のデータ管理が適切に行われておらず、業務報告書等に記載された家畜頭数に誤りがあった。また、預託牛に係る預託料請求金額にも誤りが見受けられた。善処を要する。(注意事項)
- ⑥ 畜産公社運営強化対策事業費補助金について、補助対象事業費が減額になったにもかかわらず、申請時の額で実績報告を行っていた。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 月ごとの部門別損益を出して、職員へ周知することにより業務改善に努めていることから、今後は不採算部門の業務縮小や廃止、採算部門の拡大等についても検討し経営改善に努めるよう指示した。
- ② 供卵牛の選定については、血統や産肉成績等の他に年齢も考慮に入れて導入を行うよう指示した。
- ③ 人工授精用精液及び受精卵の棚卸しについては、それぞれ受払簿を作成し、月末残数と残高を把握できるように指示した。固定資産牛の耐用年数並びに棚卸資産牛の評価基準については、導入年齢に応じた耐用年数を設定するとともに、棚卸資産の評価額を一覧表にするなど、間違いが起きないような体制づくりを指示した。

また、部門毎の共通経費の配分のルールを業務日誌等の実績により設定し、実態に合った配分によって補助事業及び受託事業の実績報告を行うよう指示した。

- ④ 給与規程に定めのない手当については、平成20年度は実施しておらず、今後とも各種規程を遵守するよう指示した。
- ⑤ 部門毎の家畜頭数を適切に管理するためのルールを明文化したものを職員に対して周知するよう指示した。
- ⑥ 畜産公社運営強化対策事業費補助金については、監事とも相談し、会員に対して返還するよう指示した。

32 宮崎県漁業信用基金協会 (出資団体)

(1) 監査の結果

職員の人件費について、給与規程に定めのない手当が支給されていた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

指摘に係る手当については、平成21年3月分給与より廃止されたことを確認した。

33 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター (出資団体)

(1) 監査の結果

「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設清掃委託契約」及び「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設ゴルフコース業務委託」の支出において、請求書と実績報告書の照合がされおらず、支出誤りのあるものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターでは、請求書と実績報告書との突合を行い、不整合に係る誤払いに関しては精算を終了し、適正に処理されていることを確認した。

今後は、実績報告書の確認作業を確実にし、チェック体制を強化するように指導するとともに、実地調査等で適正に処理されているかを確認する。

34 財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会〔県立視覚障害者センター〕(公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕)

(1) 監査の結果

県立視覚障害者センターの管理運営について、協定書において定めるようになっている情報公開に関する規程が整備されていない。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

指定管理者の情報公開に関するモデル規程を参考に、早急に制定するよう指導した。(平成21年3月22日開催の理事会において制定済)

35 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会〔県立聴覚障害者センター〕(公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕)

(1) 監査の結果

県立聴覚障害者センターの管理運営について、協定書において定めるようになっている文書等の管理基準及び情報公開に関する規程が整備されていない。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

ア 社会福祉法人の文書規程のモデルを参考に、早急に制定するよう指導した。(平成21年3月15日開催の理事会において制定済)

イ 指定管理者の情報公開に関するモデル規程を参考に、早急に制定するよう指導した。(平成21年3月15日開催の理事会において制定済)

36 財団法人宮崎県スポーツ施設協会〔県総合運動公園有料公園施設、県体育館、県ライフル射撃競技場〕(公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕)

(1) 監査の結果

① 県総合運動公園、県体育館及び県ライフル射撃競技場の管理運営について、事業計画書が理事会の議決を受ける前に県に提出されていた。留意を要する。(注意事項)

② 県総合運動公園の管理運営について、使用料徴収事務委託契約で報告することとなっている使用料徴収員の勤務方法が県に報告されていなかった。留意を要する。(注意事項)

③ 県総合運動公園の管理運営について、有料公園施設使用許可に伴う使用時間数の計算を誤っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

④ 県総合運動公園等の管理運営について、職員人件費の諸手当の算定を誤っているものが散見された。留意を要する。(注意事項)

⑤ 県総合運動公園の管理運営について、昇降機点検保守業務委託契約により毎月報告することとなっている遠隔監視及び遠隔点検の実施報告書が提出されていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 指定管理業務に係る事業計画書は、県と締結する基本協定書において毎年2月末日までに県に提出することとなっており、計画書は期限内に提出されていたが、理事会は3月に開催されており、議決前の提出となっていたものである。

指摘のあつた事項については、県との基本協定書において定めた期限までに議決を受けた事業計画書が提出できるように、理事会の開催時期を見直した上で、適正な審議及び議決を行うよう指導した。

あわせて、指定管理業務全般において適正な事務処理を徹底するよう指導した。

② 県と締結する使用料徴収事務委託契約において、使用料徴収員の勤務の方法(日勤、夜勤の別)を県に報告することになっているが、漏れがあつたものである。

監査後、直ちに勤務の方法が確認できる文書を県に報告させ、適正な事務処理について徹底するよう指導した。

③ 運動公園有料公園施設の使用料算定において、一部時間計算に誤りがあつたものである。

指摘のあつた事項については、直ちに使用料規則の確認徹底を指導するとともに、使用料算定に係る適正な事務手続が行われるよう、内部チェック体制の強化を図るなど、再発防止策を講じるよう指導した。

④ 職員人件費のうち、扶養手当の算定額を誤り、本来支給すべき額を超えて支給したものである。

指摘のあつた事項については、直ちに正当支給額の算定を行い、戻入処理を行うとともに、規定に基づいた適正な会計処理の徹底を図り、再発防止に努めるよう指導した。

⑤ サンマリノスタジアム宮崎の昇降機点検保守業務委託において、受託業者からの業務実施報告書が適正な時期に提出されていなかったものである。

指摘のあつた事項については、直ちに実施報告書を提出するよう受託業者へ指示するとともに、委託契約書の内容を再確認し、報告書の提出時期を含めた業務全体が適正に履行されるよう、監理監督の徹底を図るよう指導した。

37 株式会社文化コーポレーション〔宮崎県福祉総合センター、県立母子福祉センター〕(公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕)

(1) 監査の結果

宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの管理運営について、協定書において定めるようになっている文書等の管理基準及び情報公開に関する規程が整備されていない。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

協定書に基づき、文書管理基準及び情報公開規程の整備を指導した。

38 社団法人宮崎県林業協会〔宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森、宮崎県林業技術センター〔森とのふれあい施設〕、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森〕(公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕)

(1) 監査の結果

① 森とのふれあい施設の管理運営について、収入、支出及び契約手続並びに保管現金の取扱いなどについて、事務手続が適正に行われていないものが見受けられた。また、会計処理規則に具体的な事務手続等が定められていない。善処を要する。(指摘事項)

② 森とのふれあい施設の管理運営について、実績報告書に記載された施設管理業務の実施回数や実施日などを確認できる書類等が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

③ 森とのふれあい施設及びひなもり台県民ふれあいの森の管理運営について、事務処理規則や管理規則によらない施設の利用許可が行われていた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 収入、支出及び契約手続並びに保管現金の取扱いについて、事務手続を適正に行うよう指導した。

また、会計処理規則の具体的な事務手続等について、整備

するよう指導した。

- ② 実施業務の内容が確認できる書類の整備を行うとともに、今後、関係書類の不備が生じないよう指導した。
- ③ 監査指摘後、施設の許可については使用許可証を交付するようになったが、事務処理規則が実情に即していない部分があるため、早急に規定等の整備を検討するよう指導した。

39 財団法人宮崎県公園協会〔県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園、特別史跡公園西都原古墳群〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

(1) 監査の結果

県立青島亜熱帯植物園の管理運営について、現金収納事務に従事する職員を指定する手続が行われていなかった。また、収入・支出に関する具体的な事務手続について、会計規程に定められていないものがあつた。善処を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

監査結果を受け、指定管理者において現金収納事務に従事する職員の指定したことを確認するとともに、会計規程の整備について、早期に実施するよう指導を行った。

40 社団法人宮崎県宅地建物取引業協会指定管理グループ〔県営住宅〔宮崎土木事務所管内県営小戸団地など33団地〕〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

(1) 監査の結果

県営住宅の維持保全について、昇降機保守点検及び消防設備保守点検に係る費用の会計処理を誤っていた。善処を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

指定管理グループでは、監査結果を受けて、今後は職員への研修会を行うなど会計処理について職員の十分な理解を深めていくとともに、複数の者でチェックする体制づくりを図ることとした。

また、今後、県では、適正な会計処理の実施状況の確認を行うために、適宜、立入調査を実施することとした。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年12月2日現在次のとおりである。

平成22年1月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,739人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,821人

宮崎県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合

にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年12月2日現在次のとおりである。

平成22年1月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

宮崎市選挙区	99,745人
都城市選挙区	46,277人
延岡市選挙区	36,356人
日南市選挙区	16,492人
小林市選挙区	11,217人
日向市選挙区	17,299人
串間市選挙区	6,050人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,644人
えびの市選挙区	6,371人
宮崎郡選挙区	7,395人
北諸県郡選挙区	6,534人
西諸県郡選挙区	5,356人
東諸県郡選挙区	8,015人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,290人
東臼杵郡選挙区	8,670人
西臼杵郡選挙区	6,602人

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成22年1月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

名 称	所 在 地	指定年月日
介護付・住宅型有料老人ホーム神宮の杜	宮崎市矢の先町78番地1	平成21年12月21日

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年1月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 1 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
24,276,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中山 成 彬	候補者副党派 所属党派	本人届出	期 間 9月12日から 11月17日まで 第2回分
出納責任者氏名	申 間 明 夫			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		741,890
			家 屋 費		812,460
			選挙事務所費		812,460
			集 合 会 場 費		0
			通 信 費		581,654
			交 通 費		399,928
			印 刷 費		15,645
			広 告 費		1,297,800
			文 具 費		155,062
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		1,026,267
今 回 計			今 回 計		5,030,706
前 回 計		15,500,000	前 回 計		5,937,072
総 計		15,500,000	総 計		10,967,778

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	220,500円
	ビラの作成	386,050円
	ポスターの作成	603,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	144,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	138,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	168,000円
	計	1,660,150円

報告書受理年月日 平成 21 年 1 2 月 3 日 第 2 回報告分

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第99条第 2 項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、平成21年12月 5 日現在次のとおりである。

平成22年 1 月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 2,009人

--	--